

農業者の老後に安心を

# 農業者年金制度と 加入推進

2023  
年度版



農業者年金加入推進テキスト編集委員会

## はじめに

農業者年金制度は、「農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資すること」を目的とする公的年金で、農業者に広く門戸が開かれた制度です。農業委員会組織とJAグループが、政府に働きかけて1970年（昭和45年）に創設され、2001年（平成13年）に現在の制度（新制度）となりました。さらに、令和2年・3年に制度改正が行われました。

①35歳未満で、政策支援加入に該当しない方は、保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられ、②加入可能年齢が60歳から65歳に引き上げられる（国民年金に任意加入している方が対象）等、農業者の豊かな老後を支える農業者年金は、経済社会情勢が変化する中で、一段と魅力が増しています。しかし、その魅力は農業者に伝えられなければ生かすことはできません。そして、この伝える役割を果たせるのは、その地域にお住まいで、農業者年金の加入推進にあたる方々だけです。

本書は、農業者年金の魅力を、農業者の方々へ十分に伝えられるよう、農業者年金の仕組みや勤める上での留意点、歴史などを盛り込んでいます。本書を手にとられた方はぜひ、ご自分の地域の農業者の顔を思い浮かべながら、もう一度、農業者年金の特徴を確認し、その中から最も魅力的と思えるポイントをつかみ取ってくださるようお願いいたします。

農業者年金制度は、農業委員会組織、JAグループをはじめ関係機関・団体が一丸となって取り組んだ結果、新制度の加入者は累計で13万4千人を突破しています。こうした中、2023年度からは第5期中期目標を新たに掲げ、若い農業者や女性農業者に重点を置いた取り組みをこれまで以上に進めていくことになりました。また、全国約28万人の農業者の老後を支える約713億円の年金をお支払いしています。（令和5年3月現在）

本書は、独立行政法人農業者年金基金、一般社団法人全国農業会議所、一般社団法人全国農業協同組合中央会からなる「農業者年金加入推進テキスト編集委員会」が都道府県農業会議等の協力を得てまとめたものです。加入推進の最前線で奮闘している農業委員、農地利用最適化推進委員、委員会事務局およびJA関係者等の研修用テキストとして広く活用いただければ幸いです。

令和5年4月

独立行政法人農業者年金基金  
一般社団法人全国農業会議所  
一般社団法人全国農業協同組合中央会

**第1部 農業者年金制度の誕生と制度改革**

1 「農業者年金制度」誕生の背景と趣旨 ..... 4

2 「制度改革」への取り組み ..... 5

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部改正に伴う「独立行政法人農業者年金基金法」の改正 ..... 7

**第2部 農業者年金制度の概要とその特徴**

1 農業者にとって農業者年金加入は必須 ..... 10

1) 長寿社会がますます進行 ..... 10

2) 農業者年金は年金制度の「2階」部分 ..... 10

3) 老後生活を考えると国民年金だけでは不足 ..... 11

4) 老後生活の安定には農業者年金への夫婦加入が必要 ..... 12

5) 農業者年金の受取見込額はどのくらい? ..... 14

6) スマートフォン(スマホ)でシミュレーターを使って簡単に年金受給額試算 ..... 16

2 農業者年金の特徴とメリット ..... 20

1) 農業者なら広く加入できる ..... 20

2) 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い ..... 24

3) 通常加入の場合、保険料は月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円の間で自由に決められる ..... 26

4) 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある ..... 27

5) 税制面の優遇措置が大きい ..... 29

6) 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助(政策支援加入)がある ..... 32

【資料】農業者年金の新制度と旧制度の対比(主要点) ..... 38

農業者年金に関する重要事項のご案内 ..... 39

3 農業者年金と他の年金制度(2階部分)の比較(まとめ) ..... 42

4 農業者年金の資産運用の特徴～保険料など年金資産は安全かつ効率的に運用～ ..... 46

1) 被保険者・待期者が支払った保険料は、国内債券を中心に株式等を組み合わせて長期運用 ..... 46

2) 受給権者の年金資産は国内債券で運用 ..... 48

3) 資産運用がマイナスになった場合のマイナス分を補う仕組み ..... 48

4) 毎年の積立・運用状況を加入者に通知 ..... 48

**第3部 加入推進活動**

1 若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動 ..... 52

2 「農業者年金の内容を説明して知っていただく」取り組みが重要 ..... 53

3 農業委員会とJAは加入推進・各種事務の窓口 ..... 56

4 加入推進の重点的対象 ..... 57

5 加入推進活動の流れ ..... 58

6 各地における加入推進語録(事例) ..... 66

7 私の加入推進 ..... 68

8 女性農業委員の代表が説く農業者年金の魅力(農業者年金基金・理事長との対談から) ..... 70

9 青年リーダーが語る農業者年金の魅力(農業者年金基金・理事長との対談から) ..... 71

# 第1部

## 農業者年金制度の 誕生と制度改革

# 1

## 「農業者年金制度」誕生の 背景と趣旨

### 農業委員会組織・JAグループの大運動が原動力に

- 戦後、わが国の年金制度は、サラリーマンと農業者には大きな格差がありました。
- 経済成長を背景にした1961年（昭和36年）制定の農業基本法では、農工間（農業者と他産業従事者）の格差是正が課題になりました。
- 農業委員会組織を中心として、「農民にも恩給を」、「サラリーマン並みの年金を」のローンを掲げ、約350万人の署名、農業委員ら約1万人の要請大会などの大運動を展開しました。
- JAグループも全中（全国農業協同組合中央会）に「農民年金推進専門委員会」を設置し、政府・政党への申し入れ等を行ってきました。
- こうした経過を経て、1970年（昭和45年）に農業者年金制度が創設されました。



## 平成13年の制度改革の背景とポイント

### (1) 5年ごとの財政再計算と保険料の改定

旧制度の農業者年金は、年金の将来にわたる給付額の見通しとそれを賄うために必要な保険料と国費の額を5年ごとに計算（財政再計算）し、加入者が負担すべき保険料の額を決めていました（5年ごとの財政再計算と保険料の改定）。

### (2) 平成13年の制度改革の背景

経営移譲年金は国費で賄われているものの、農業者老齢年金は賦課方式（現役世代が高齢者世代を支える世代間扶養の仕組み）となっていたため、少子高齢化と担い手の減少、経営移譲率の低下が年々進行していたことを背景に、現役世代が負担する保険料の額が次第に増加していきました。

### (3) 賦課方式（世代間扶養方式）から積立方式へ

平成12年には、月額約2万円の保険料を4.3万円に、さらには5万円以上に引き上げなければならぬことが明らかとなりました。このような保険料の増加は、現役世代の負担の限界を超えるものであり、現役世代やこれからの若い農業者のための年金として、賦課方式から積立方式に切り替えることが強く求められました。

■ 平成11年に、政府や与党において農業者年金制度の在り方を検討する研究会や委員会が設けられ、農業委員会組織とJAグループ、農業者年金加入者・受給者組織が一体となって、

- ① 新しい基本法のもとで農業者年金を再構築し継続すること
- ② 若い世代にも安心と希望が持てる年金の仕組みとすること
- ③ 加入者・受給者等の信頼と理解が得られる措置を講じること

を基本に組織をあげた運動を展開しました。

■ 新制度を積立方式にする場合、旧制度の受給者の農業者老齢年金の財源がなくなりますので、それを誰が負担するかが問題になりました。最終的には、将来にわたって国費（国民負担）で負担することとし、併せて旧制度の経営移譲年金の受給者等にも一定の負担（給付の減額）を求めることとなりました。その一定の負担については、9.8%のカットとすることで政治的な調整がなされました。